2　洋上投票等をしようとする審査人に対する情報の提供

(一)　船長は、当該指定船舶等の航海の期間中に、審査に付される裁判官の氏名及び告示番号（最高裁判所裁判官国民審査法第五条第一項に規定する告示番号をいう。(二)において同じ。）を知った場合には、直ちにこれらを船員に知らせなければならないこととした。（第七条第一項関係）

(二)　南極地域調査組織の長は、当該南極地域調査組織の南極調査期間中に、審査に付される裁判官の氏名及び告示番号を知った場合には、直ちにこれらを南極調査員に知らせなければならないこととした。（第七条第二項関係）

3　在外公館等における在外投票に関する書類の保存

在外公館等における在外投票に関する書類の保存に係る所要の規定の整備を行うこととした。（第八条関係）

4　審査人の数の報告

審査分会長は、審査分会の結果の報告をするときは、併せて、公職選挙法第二二条第一項又は第三項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日のうち審査の期日の直前の日現在において当該都道府県の区域内の市町村における最高裁判所裁判官国民審査法第八条の選挙人名簿に登録されている者及び審査の告示の日現在において当該都道府県の区域内の市町村における同条の在外選挙人名簿に登録されている者の総数を報告しなければならないこととした。（第一四条関係）

5　審査の施行に関する費用の国庫負担

次に掲げる費用について、国会の議決した予算の範囲内において、最高裁判所裁判官国民審査法第五一条の規定により国庫の負担する審査の施行に関する費用とすることとした。（第一八条関係）

(一)　最高裁判所裁判官国民審査法第二六条の規定によりその例によることとされる公職選挙法第四九条の二第一項第二号の規定により行われる投票に関する費用

(二)　公職選挙法施行令の一部改正関係

当該選挙に用いなかった投票用紙は、次に掲げる選挙の区分に応じ、次に定める期間、保存しなければならないこととした。（第四五条及び第六五条の九第二項関係）

1　衆議院議員又は参議院議員の選挙　当該選挙の期日から当該選挙についての選挙の効力若しくは当選の効力に関する訴訟の出訴期間が経過する日又は当該訴訟が係属しなくなった日のうちいずれか遅い日までの間（同日前に当該選挙に係る衆議院議員又は参議院議員の任期が終了した場合には、その終了の日までの間）

2　地方公共団体の議会の議員又は長の選挙　当該選挙の期日から当該選挙についての異議の申出期間が経過する日、異議の申出に対する決定若しくは審査の申立てに対する裁決が確定した日又は選挙の効力若しくは当選の効力に関する訴訟が係属しなくなった日のうちいずれか遅い日までの間（同日前に当該選挙に係る地方公共団体の議会の議員又は長の任期が終了した場合には、その終了の日までの間）

三　施行期日等

1　一による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行令の規定は、原則としてこの政令の施行の日以後その期日を告示される審査について適用することとした。（附則第二条関係）

2　この政令は、最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（令和四年法律第八六号）の施行の日（令和五年二月一七日）から施行することとした。

◇建築基準法施行令の一部を改正する政令（政令第三四号）（国土交通省）

1　建築物の建蔽率の算定の基礎となる建築面積の算定方法の合理化

建築面積の算定方法は、建築物の建蔽率の算定の基礎となる建築面積を算定する場合に限り、倉庫等の用途に供する建築物において専ら貨物の積卸し等のために設ける軒等で安全上等支障がないものとして国土交通大臣が定める軒等のうち当該建築物の外壁等の中心線から水平距離五メートル以上突き出たものにあってはその端から水平距離五メートル以内で国土交通大臣が定める距離後退した線で、当該国土交通大臣が定める軒等のうち当該中心線から突き出た距離が水平距離五メートル未満のものにあっては当該中心線で囲まれた部分の水平投影面積によることとした。（第二条第一項第二号関係）

2　建築物の維持保全に関する計画の作成等を要する建築物等の範囲の拡大

(一)　建築物の維持保全に関する計画の作成等を要する建築物の範囲を、事務所等の用途に供する建築物（特殊建築物を除く。）のうち階数が三以上で延べ面積が二〇〇平方メートルを超えるものとすることとした。（第一三条の三第二項関係）

(二)　特定行政庁による勧告の対象となる建築物の範囲を、事務所等の用途に供する建築物（建築基準法（以下「法」という。）第六条第一項第一号に掲げる建築物を除く。）のうち階数が三以上で延べ面積が二〇〇平方メートルを超えるものとすることとした。（第一四条の二第二号関係）

3　中央管理方式の空気調和設備等に係る技術的基準の見直し

中央管理方式の空気調和設備等に係る技術的基準は、居室における一酸化炭素の含有率の基準を一〇〇万分の六以下であること等とした。（第二〇条の二第一号及び第一二九条の二の五第三項関係）

4　耐火性能に関する技術的基準の合理化

次の各号に掲げる建築物の部分に係る耐火性能に関する技術的基準は、当該各部分に通常の火災による火熱が当該各号に掲げる時間加えられた場合に、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであることとした。（第一〇七条第一号関係）

(一)　最上階から数えた階数が五以上で九以内の階の壁（耐力壁である間仕切壁及び外壁に限る。）、柱、床及びはり　一・五時間

(二)　最上階から数えた階数が一五以上で一九以内の階の柱及びはり　二・五時間

5　窓等を有しない居室の範囲の合理化

(一)　法第三五条の三（法第八七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により政令で定める窓等を有しない居室から、避難階等の居室等であって、当該居室の床面積、当該居室からの避難の用に供する廊下等の構造及び消火設備等の設置の状況等に関し避難上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものを除くこととした。（第一一一条第一項関係）

(二)　建築基準法施行令第一一六条の二第一項第一号に該当する窓等を有しない居室については、当該居室の床面積、当該居室からの避難の用に供する廊下等の構造及び消火設備等の設置の状況等に関し避難上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものを除き、避難階以外の階（地下街におけるものを除く。）における当該居室から直通階段の一に至る歩行距離が三〇メートル以下等としなければならないこととした。（第一二〇条第一項関係）

6　施行期日

この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（政令第三五号）（文部科学省）

1　博物館法の一部を改正する法律（令和四年法律第二四号）の施行に伴い、関係政令について所要の規定の整理を行うこととした。（第一条～第四条関係）

2　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。